

個人事業者の方へ・・・

消費税が変わりました！

平成17年分から適用

●事業者免税点制度の適用上限が引き下げられました。

(基準期間の課税売上高 3,000万円→1,000万円)

平成15年分の課税売上高が1,000万円を超える場合には、平成17年分は課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。

また、『消費税課税事業者届出書』を速やかに納税先の米子税務署長に提出する必要があります。

売上金額を正確に記録しておくことが必要です。

●簡易課税制度の適用上限が引き下げられました。

(基準期間の課税売上高 2億円→5,000万円)

平成17年分から新たに簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、平成16年12月31日までに米子税務署長に『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

【ご注意ください点】

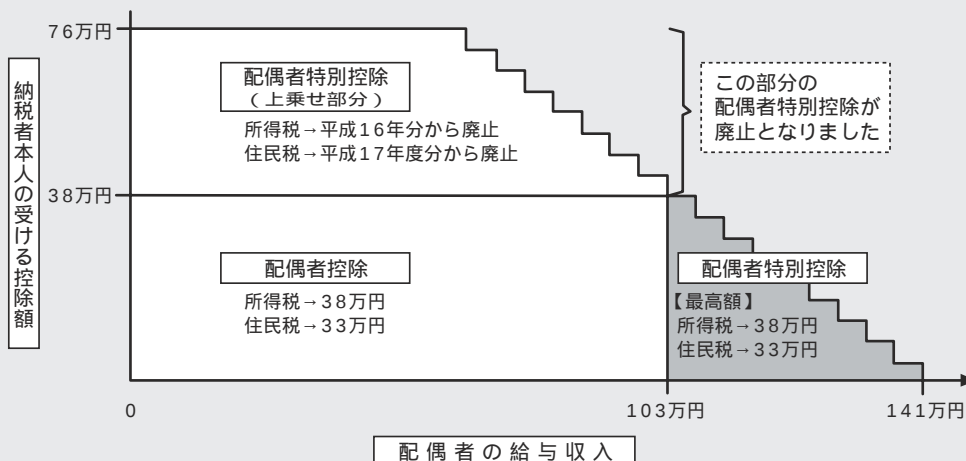
記帳及び帳簿等の保存が必要です。

課税仕入れ等に係る消費税額の控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

配偶者特別控除が変わります。

平成16年分の所得税から適用されます。

配偶者特別控除のうち、配偶者控除に上乗せして適用されていた部分が廃止されました。



詳しくは、役場税務課または米子税務署までおたずねください。

役場税務課 TEL66-4802

米子税務署 TEL32-4121

広島国税局ホームページアドレス

<http://www.hiroshima.nta.go.jp>



南部町役場 電話番号表

★市外局番(0859)

- 南部町役場 法勝寺庁舎
 - FAX 66-4426
 - 総務課 ☎ 66-3112
 - 財政課 ☎ 66-4803
 - 企画政策課 ☎ 66-3113
 - 子育て支援課 ☎ 66-3116
 - 建設水道課 ☎ 66-3115
 - 上下水道室 ☎ 66-4807
 - 町民生活課 ☎ 66-3114
 - 税務課 ☎ 66-4802
 - 出納室 ☎ 66-4801
 - 議会事務局 ☎ 66-4804
 - 農村振興公社 ☎ 66-5329
- 健康福祉センターすこやか
 - FAX 66-5523
 - 健康福祉課 ☎ 66-5522
 - 保健対策室 ☎ 66-5524
- 図書館
 - 本館(法勝寺) ☎ 66-4463
 - 分館(天萬) ☎ 64-3789



南部町役場 電話番号表

＊市外局番(0859)

- 南部町役場 天萬庁舎
FAX 64-2183
産業課 ☎ 64-3783
農業委員会 ☎ 64-3792
人権施策課 ☎ 64-3782
合併調整課 ☎ 64-3785
地域政策課 ☎ 64-3780
町民生活課 ☎ 64-3781
地籍調査室 ☎ 64-3784
教育委員会事務局 ☎ 64-3787
- 公民館
あいみ公民館 ☎ 64-3789
さいはく公民館 ☎ 66-3121
- 給食センター
西伯給食センター ☎ 66-2006
会見給食センター ☎ 64-2343

情報なんぶでは、みなさんの身近な出来事、耳よりな情報をお待ちしています。いつでも取材にでかけます。
役場総務課芝田まで、お知らせ下さい。

統計調査にご協力ください

製造事業所の皆様を対象に、平成十六年工業統計調査を十二月三十一日現在で行います。調査の実施にあたっては、本年十二月中旬から来年一月にかけて調査員がお伺いします。なお、調査票に記入していただいた内容については統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確にご記入をお願いします。
経済産業省
鳥取県南部町

人権週間(十二月四日～十日)

毎年十二月十日は国連が定めた「人権デー」。それにあわせて、毎年十二月四日から十日までを「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

平成十六年度は、啓発活動重点目標に「育てよう 一人一人の人権意識身近なことから人権を考えてみませんか」を掲げ、本町におきましても街頭啓発にまわります。

2005年版(平成17年度)鳥取県民手帳の販売について

薄くて使いやすい日記式手帳で、県勢が一目でわかる各種統計資料と日常生活に役立つ便覧を多数掲載した暮らしの便利資料付

【価格】一冊 500円

【色】

ブラック・ワインレッド

【販売窓口】

役場法勝寺庁舎

企画政策課

☎ 66-3113

役場天萬庁舎

町民生活課

☎ 64-3781



道路交通法の一部改正が 11月1日から施行されました。

①携帯電話等の使用等に関する罰則の見直し

自動車や原動機付自転車の走行中に、携帯電話を手でもって、通話したり、メールの送信等のために画像を注視した者は、罰則の対象です。

→5万円以下の罰金

②飲酒運転

飲酒検知拒否に対する罰金が引き上げになりました。

→30万円以下の罰金

③暴走行為

(1)集団暴走行為については、迷惑や危険にあった方がいない場合でも、検挙され、罰則の対象となります。→2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2)騒音運転等に対する罰則が新設。→5万円以下の罰金

(3)消音器不備車を運転した者に対する罰金引き上げ。→5万円以下の罰金